

(第一類 第十五号)

第一回國會 通信委員會會議錄 第十九号

(七二四)

昭和二十二年十一月十三日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長代理 天野 久君

理事重井 隆治君 理事白井 佐吉君

海野 三朗君 大石ヨシエ君

堀川 智雄君 片島 港君

成田 知巳君 野上 健次君

矢尾喜三郎君 小島 徹三君

千賀 康治君 田島 房邦君

多田 勇君 宮崎 靖君

森 直次君

出席政府委員

逓信事務官 小笠原光壽君

委員外の出席者

専門調査員 吉田 弘苗君

本日の會議に付した事件

郵便法案内閣提出(第八二號)

○天野委員長代理 これより會議を開きます。

本日は前會に引續き第二章第一節よりの質疑を續行いたします。質疑を許します。堀川智雄君。

○堀川委員 今日のところは大體質疑は少いのでありますが、一點だけちよつとお伺いたしたいと思います。それは第十六條に郵便物の種類が規定され、十七條に郵便物の容積及び重量が規定されておるであります。この容積及び重量において、この規定を超過するようなのは郵便物としてみなさないといふことになると思ふのであります。もしそうだといたしますと少し疑問が残るのですが、その點についてお伺いたします。

○小笠原政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。この容積、重量を超過する場合には、要するに成規に違反した郵便物ということになりますので、引け受けないで返すということになります。ですからこれ以上の大きなものを出す必要がある場合には、結局二つなり三つくらいにわけて出す、こういうことになるのであります。

○堀川委員 わけて出すということではありますけれども、わけないでそのままのものにしておる場合には、これは取扱制限になるのであつて、内容制限ではないと思ふのであります。従いましてその場合に、これをもしかりに營業として、そういう規格外のものをばかりを扱う業者が出るという場合には、やはりこの郵便法違反というふうな規定で取締ることになるわけでありませうか。

○小笠原政府委員 信書の場合には、前の條文によりまして一般には營業として信書の送達を行うことはできませんから、この規格のものといへども、扱えないのでございます。しかしながら信書はこの規格を超過するというようなことは實際問題として考える必要はないと思ひます。信書以外のものは、獨占的になつておりませんので、一般の業者も扱うことができます。これ以内の大きな品物でももちろん扱つて差支ないであります。

○堀川委員 前にもどるのであります。が、今の場合、信書という意味があとの方に書いてある第一種という意味に解されるのであるか、あるいはその他のもも含めて解するのであります。あとの方に第一種の規定があるのですが……

○小笠原政府委員 信書というのは、必ずしも第一種郵便物と一致いたしておりません。結局特定の人にあつた通信文である場合に、信書、かように觀念いたしております。ところが第一種郵便物は、二十一條に書いてございまして、以上、いわゆる書狀のほかに、それ以外のものも第一種郵便物としておるのであります。特に第二十一條の第三號においては、他の種類の郵便物に該当しないものは、みな第一種郵便物にするといふこととしてあるわけでございます。……

○天野委員長代理 ほかに御質疑はございませうでしょうか。それでは第二章、第二節について政府側の説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 第二節は通常郵便物の各種類につきまして法規的規定いたしておる次第でございます。

第二十一條は第一種郵便物とはどういふものを言ふかといふことを規定いたしましたのであります。すなわち一つには筆書した書狀を内容とするもの、二番目はごらんのように入らぬ、竝んでありますが、これらのものは有價物でございまして、他の方法で出すとすれば、要するに通常郵便物としては第四種に該当しますが、第四種郵便はあとでござんくださいますとわかります。……

それから第二十二條は第二種郵便物、すなわち郵便はがきについて規定しておるのであります。この料金は現行通りであります。ただ現行と違ひますのは、現行では現行郵便法の第十八條に封緘はがきといふのがありまして、この封緘はがきは現在一圓二十錢で賣りさばいておりましたが、この前大臣から御説明申し上げましたようにこの紙代が相當の金額に上りましたために、一圓二十錢で封緘はがきを取扱うということは、現在の物價事情から考えまして必ずしも適當でないと考えられまして、封緘はがきはやめてこれを第一種の中に包含せまして、大體現在の封緘はがきと同じものを紙代を含めた實費で賣ることになつたと思ひます。

第二十三條は第三種郵便物に關する規定でございますが、これも大體現行の條に沿ひまして規定いたしましたものでございまして、第三種郵便物の認可をいたしますものは左の條件を具備する定期刊行物といふことになつて、第一に、毎月一回以上號を逐つて發行するもの、第一に掲載事項の性質上發行の終期を豫定し得ないもの。第二として、政治、經濟、文化その他公共的な事項を報道したは論議することを目的とし、あまねく發賣されるもの。この三

つの條件を具備する定期刊行物につきましては逓信大臣がすべてこれを第三種郵便物として扱うことを認可することにしたとして、その第三種郵便物の料金は現行そのまゝを踏襲いたしまして、比較的低い料金で取扱うことになつたといふことをお聞き願ひたい。

それから二十四條、二十五條は第三種郵便物の認可に關連いたしまして、その認可の取消、それから第三種郵便物の種類等の變更の場合の規定であります。

二十六條は、第四種郵便物は何であるかという規定を規定したものであります。すなわち一つは印刷物、この印刷物には盲人用點字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなすということにいたしました。第二項は業務用書類、すなわち特定の人にある通信文でない事項を紙またはこれに類する物に記載した物、三は寫眞、書、畫及び圖、四は商品の見本及びひな形並びに學術上の標本、これを第四種郵便物とした。これは現行通りでございます。料金も現行通りでございます。

第二十七條は第五種郵便物でございます。第五種郵便物は現行法では第五種として、農産物種子とすることになつております。法律上では單に農産物種子だけが第五種となつておるのでございますが、現行の郵便規則の六十二條で苗、球根、地下莖、根、樹皮及びきのこにして栽培、または培養の用に供するもの、蠶種、家禽の卵、蜂及び食用蛙で繁殖または飼養の用に供するもの、穀物検査所相互間、または検査所と検査員との間に發受する産米標

本、これを農産物種子とみなすというふうに省令でいたしておるのであります。これはさういふふうに省令で農産物種子とみなすことが適當でないと思われまして、今度の法案におきましては、第二十七條の第五種郵便物といふものにこれらものを包含いたしまして、はつきり第五種郵便物の範圍を法定することにいたしました。料金は現行通りでございます。

それから二十八條は第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物に記載し得る事項の制限を規定したものであります。これらのものは實際の取引上の慣例をいたしまして、その郵便物の外部にいろいろの發受人の必要とする取引上、通常必要な最小限の事項を書き得ることにいたしました。非常に利用上不便になりますので、さういふものに限つて記載し得ることを認めることにいたしました。かように考へておる次第であります。その内容は省令で規定することにいたします。省令には現行の省令に書いてあります事項をおおむね踏襲いたしたいと考えております。それでこれらの制限事項以外のこと記載した場合は、これを合符に一緒に包装したものとみなすということにいたしました。その異種の通常郵便物とともに包装した場合にどうなるかと言いますと、二十九條に異種包装といたしまして「異種の通常郵便物の種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これを第一種郵便物として取り扱う」ということになつたのであります。この規定のいたし方も、現行法第十八條第三項に規定されておることと同様でございます。

○天野委員長代理 政府の説明は終りました。質疑がありまして、これに答へます。

○櫻川委員 第二十二條封鎖はがきの料金の問題であります。ここに明示せられていない。そこで封鎖はがきの料金を定める場合には、新しく法律で定めるのであります。または省令によつて定めるのであります。この點について伺ひたい。

○小笠原政府委員 封鎖はがきの規定は第二十二條の規定の内容には包含されないことになつたのであります。従ひまして第二十一條によりまして當然に第一種郵便物となるわけでございます。従ひましてその料金は第二十一條の第二項によりまして「重量二十グラム又はその端數ごとに一圓二十錢」になるわけでございます。紙代はこの法律でなしに、別に實費を徴収したと考へております。

○櫻川委員 そうしますと、たとえば封鎖はがきの紙代がかりに十三錢なら十三錢といふものになります。一圓十三錢といふことになるわけでございますか。

○小笠原政府委員 これはただいま官製封筒を、昨年の暮からだつたと思ひますが、發賣いたしております。あれは三十錢の切手がついた官製封筒を五十錢で發賣いたしております。ちやうどあの例と同じようにいたしたい。かように考へております。

○櫻川委員 もう一つ伺ひたいと思ひますが、それは第二十七條の第五種

郵便物の料金の問題であります。もちろん現行料金と同額にされたという趣旨はよくわかります。しかしながら他の二種の郵便等々に比較して、また以前に非常に安かつたものを、第四種あるいは第三種、特に第三種あたりは非常に安かつたのであります。さういふものに比べて著しくまた安過ぎるというふうに思ふのであります。これは特別の保護という意味はよくわかるのであります。それが、それ以外に十五錢といふふうな、今どき五十錢以下は考えられないのであります。けれども、さういふ料金を定められた根拠がもしありますらば伺ひたい。

○小笠原政府委員 第五種郵便物の料金を特に低廉にいたしました趣旨は、もとより、農産物種子を対象にいたしましたので、農産物種子を対象にいたしました。特に郵便料金を低廉に規定いたしました次第であります。その後農産物種子、いわゆる穀物の農産物種子だけでは多少狭いと思ひまして、この現行の郵便規則の六十二條の一號、二號、三號に書いております程度のものを擴張いたしました次第であります。それを今度の法律案におきましては、大體踏襲したといふわけでございます。

○櫻川委員 踏襲の趣旨はよくわかるのでありますけれども、豫算の面で非常に苦しいというふうな場合は、ちろんこの第五種郵便物を十五錢から五十錢に引上げたからといつて大して大きな營業、収入になるというふうには考へませんけれども、しかしながら特に第三種と比べまして、第三種の官報その他の場合もあつたけれども、それ以外の一般刊行物というものは

に比べて、今度の場合非常に均衡を失つておると思ふのであります。以前におきましては、第三種郵便物といふものは農産物種子と非常に安かつた。しかしながら現在におきましては、大體第二種の料金になつておる。しかるにこの第五種だけが現在なおこのよう不均衡の状態にあるといふことは、この際一考するべきではないかといふふうに考へるわけであり

○小笠原政府委員 第三種郵便物のうちでも毎月三回以上發行する新聞紙、通信及び官報で發行人または發行者から差出されるその一日分または一部を内容とするものの料金は、重量百グラムまでごとに十五錢といふことにいたしておるのであります。これまでも料金の改訂をいたします場合は、大體各種料金の權衡をはかりまして改訂いたしてまいつた次第でございます。から、第五種の料金も大體權衡を得ておるものとして考へておる次第であります。またその實際の収入からいつて、どれだけあるかと申しますと、第五種郵便物の料金収入は、二十二年度の四、五、六月の統計によりますと、月に約十五萬圓程度という非常にわずかなものでございます。大體現在の料金の全體的な權衡は、一應得ておるというわけではないかと考へておる次第であります。

○櫻川委員 それならば、第五種郵便物をこゝで特に定められた趣旨がよくわからないと思ふのです。現在の農村振興といふような意味とはおおよそ縁遠い話であつて、これは昔の舊憲法時代の、しかもわが國の農村の状態が非常に封建的な状態にあつた時代のそのま

に比べて、今度の場合非常に均衡を失つておると思ふのであります。以前におきましては、第三種郵便物といふものは農産物種子と非常に安かつた。しかしながら現在におきましては、大體第二種の料金になつておる。しかるにこの第五種だけが現在なおこのよう不均衡の状態にあるといふことは、この際一考するべきではないかといふふうに考へるわけであり

○小笠原政府委員 第三種郵便物のうちでも毎月三回以上發行する新聞紙、通信及び官報で發行人または發行者から差出されるその一日分または一部を内容とするものの料金は、重量百グラムまでごとに十五錢といふことにいたしておるのであります。これまでも料金の改訂をいたします場合は、大體各種料金の權衡をはかりまして改訂いたしてまいつた次第でございます。から、第五種の料金も大體權衡を得ておるものとして考へておる次第であります。またその實際の収入からいつて、どれだけあるかと申しますと、第五種郵便物の料金収入は、二十二年度の四、五、六月の統計によりますと、月に約十五萬圓程度という非常にわずかなものでございます。大體現在の料金の全體的な權衡は、一應得ておるというわけではないかと考へておる次第であります。

○櫻川委員 それならば、第五種郵便物をこゝで特に定められた趣旨がよくわからないと思ふのです。現在の農村振興といふような意味とはおおよそ縁遠い話であつて、これは昔の舊憲法時代の、しかもわが國の農村の状態が非常に封建的な状態にあつた時代のそのま

○天野委員最代理　そういたします
と、今のままですと郵便運送料は出る
のでありますが、一層紙が高くなつた
場合には、郵税というものはおそろ
しくなくとも、この値段では来やした
いかと考へますが、そういう場合に
なつても、特に料金を變更するか、を

ましては、現行法において封緘はがきでありましたものが、新しい、法律術師行後におきまして第一種として取扱われるわけでありますから、郵便料金はしては何ら差別がございませんで、従来の封緘はがきをそのまま御使用になりまして、一圓二十銭の郵便料

たいと思いますが、この點について伺います。

なおその次に、第三種郵便物の條件をいたしまして、發行人または寄附者は、き人から差出されるものについて、十、五銭という金額を規定してございますが、これをさらに擴げまして、發行人

し、全遞が出す書類について無料郵便の取扱いをいたすとすれば、その他の労働組合、労働團體の出す書類についても、無料郵便の取扱いをいたすべきであるというように考えられますが、その點について伺います。

○小笠原政府委員 第二十條の第二項

差出されるものに限りますので、逓信官署にあらざる労働組合等は、もとより無料郵便とされる資格はないわけであります。

○根川委員 第二十二條の二種についてお伺いいたします。これはこの法律とはちがつと離れますけれども、もち

ろんこの法律を見ても、以前もそうであつたのでありますが、別に有効期限というものが切つてないのであります。しかるに現在在籍間を伺いますと、以前發行されておりました五錢とかいうようなものは取扱わないといふふりなことを、郵便局で賣つておられるのであります。それは事實であるかどうか、お伺いいたします。

○小笠原政府委員 現在がきで、以前發行いたしました楠木正成の銅像が料額印面の圖案にはいつておる五錢のはがきがござります。これは今日の一般情勢から考えまして、さうな圖案のはいつておるはがきを一般に使用いたしましては適當でないと考えまして、使はないようにお願いしたわけなのであります。もちろん、ただ使わないことにしただけではなしに、有効なはがきと引きかえるということにいたしましたのであります。

○堀川委員 使わない趣旨はよくわかります。私が申し上げたいのは、有効なはがきと交換していただきたいということを希望しておつたのであります。今日のお話では、交換するといふお話でありましても、實際には交換にも應じないといふようなことになっておるのであります。しかしこれはもちろん交換されるというようないことが正當でありますので、その線でもう一回通牒を出すなり何かしていただきたい。そして末端の郵便局までそれを徹底していただきたいと考えます。

○小笠原政府委員 たがいまの楠木正成の銅像の圖案のはいつておりますはがきは、現行の有効なはがきと引きかえることにはいたしてありますが、たとえば、そのはがきが毀損汚損してお

まして、もうすではがきとしての效用を失つておる場合には、引きかえないことになつております。それから、私もよつと申し落しましたが、たとえば楠公さんの銅像のはがきの裏に印刷してありまして、あるいは通信文を記入いたしましたも、はがきとしてまだ使えるならば、交換することになつております。ただそのはがきの料額印面が毀損し、汚損して無効になつておる場合には、これはもと／＼使えない葉書でありますから、引きかえないことになつております。もしさういふよう

な行違ひが、どちらかの郵便局にございますれば、早速注意いたしたいと思ひますから、具體的の事例を教えていただきますと、非常に幸甚だと思ひます。

○堀川委員 あとはあとで申し出ることにいたします。終ります。

○宮樫委員 他の委員会との関連で、この通信委員といたしまして多く出席することができませんので、各委員の御質問と重複する點があるかも存じませんが、郵便法改正に關連してお伺いしたいと思ひます。郵便物の検閲をしてはならないという規定があるわけでありましても、この國內規定と連合軍の検閲の法的關係を御説明願ひたいのであります。

○小笠原政府委員 この郵便法案によりまして、日本の官廳といたしましては、もとより検閲といふことは一切でないわけでありましても、これはこの郵便法案をまつまでもなく、現行憲法の規定によりまして、一切検閲はできないわけでございます。ただただいま行

この日本の憲法なりしは法律といふものとはまつた關係がないわけであり

ます。○宮樫委員 政府委員のお答えはことごとく承でる次第でございます。また、要は改正法第一條の趣旨によりまして「公共の福祉を増進することを目的とする」といふことがある以上は、郵便物はなほだしく遅延するといふことはこの趣旨に非常な阻害に思ひます。わが國のあらゆる法律におきましては、到着主義、發信主義によりまして、法的の計算及び終點が指示されておりますので、到達主義によつて、到達すべき日に到達したといふ言葉が多く用いられております。さうな場合に、検閲によつてはなはだきは十五日あるいは二十日ぐらゐ遅延しております。一番はなほだしいと考へられておりますのが、三重縣の津で行われております検閲であります。

従ひまして本委員の意見といたしまして、ぜひとも検閲の促進をいたしていただくような方法はないものでございませうか。またかかる點につきまして、從來何らかの御折衝がございしたならば、お漏らし願ひたいと存じます。

○小笠原政府委員 検閲そのものもはもとより進駐軍の行爲であります。これは私もといたしましては、やむを得ないことと存じておるのでございませうが、そのために郵便が遅くなるということとは、できるだけさういふことのないようにしなければならぬこととお話の通りでございます。通信省とい

くならないように、いろいろお願いをしておる次第でございます。進駐軍側でも検閲に支障を來さない限度においては、私どもの申入れを受入れて、便宜を與へていただいております次第でございます。私どもといたしましては、殊に検閲の済んだあとの郵便物の處理につきましては、できるだけ速やかに通常のルートによつて送達されるように、努力いたしております次第でございます。

○宮樫委員 なおただいまの質疑に關連しておりますが、連合軍の検閲に要する費用は、いわゆる進駐軍費の負擔になる費用は、いづれ豫算の方で詳しく拜見するわけでありましても、蓋然的に申しますと、その見積りがはなはだ過少のように存じております。従つて通信會計自身の赤字といふものも、國內の振替勘定によりまして、こうむるところがはなはだ多いように考へております。この點について強いては申しませんが、當局は御考究願ひたいと思ひます。

○小笠原政府委員 検閲に要する經費は、通信事業といたしましては、もちろん全然負擔しております。現實に進駐軍において検閲しておる人たちの人件費は、全然通信特別會計の負擔になつておりません。ただ一部應援のようになつております。検閲そのものではないかもしれませんが、検閲に關連して進駐軍との間の仕事に多少應援をしておる人間がごくわずかでございますが、その經費はきつめて微々たるものであります。

○天野委員長代理 御質疑はございませうか。なければ第三節について移

府當局の御説明を願ひます。

○小笠原政府委員 第三節は小包郵便物の規定でございますが、第三十條は小包郵便物の要件といたしまして、信書以外の物を内容とする郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。これがすなわち小包郵便物の定義でございます。小包郵便物について、實際取引上の、あるいは一般利用上の慣習といたしまして、送状とか、あるいは漏れ状といふようなものを郵便物につけて出すことが行われておりますので、その程度のもものは小包につけて出すことを認めることにいたします。趣旨におきまして第三十條の第二項を規定いたしました次第でございます。

第三十一條は小包に關する料金、第一項は現行通りでございます。第二項は先般大臣から御説明申したように、いわゆる市内小包の制度を實施し得る根據になる規定を設けたのでございませう。すなわち同一都市内あるいは市町村内に發着する小包郵便物について、運距離に依る小包と違ひまして、比較的經費も少く済みますので、その料金を一般の小包料金の半額程度までは、逓信大臣が省令で引下げることをできるといたしたいといふのでございませう。今日の實際の状況から申しますと、たとえば東京都の實情を考へてみますと、東京都内相互間に發着する小包郵便物といふものは、ほとんど取扱うという程度になつておらないのであります。それはおそろく一面におきまして、比較的料金の高い小包で出すよりは、他の方法で送つた方が安いといふようなこともあるだらうと想像されますので、もしこの

いないものが、今度新たに小包郵便物として出てくる可能性があるのではないか。それだけ郵便事業の歳入を増し得るのではないか。さように考えまして、一つはサービスの目的、一つは増収策というような意味で、この市内小包の制度を新しく設けることにいたしました。いかにように考えた次第でございます。

○天野委員長代理　これに對する質疑を許します。多田君。

ど申し上げた質問と関連するので、最近第四種郵便物の取扱方について、いろいろ問題がございまする關係、それから書籍の價格が非常に上りました關係で、最近書籍の發送がほとんど小包郵便に扱われて、しかも書籍小包郵便を利用しておるものが非常に多いのであります。小包郵便の料金につきまして、書籍の發送に特別な料金のかき立てをきめていただくようなお考えはございませんか。その點についてお伺いいたします。

話のように、あるいは第四種郵便物として差出され、または小包郵便物として差出されるものでございます。多くは比較的料金の低い方によつて——その郵便物の書籍の重量によりまして、料金の比較的かららない方が利用されているものと考えております。特に書籍についてだけ小包郵便に特別な料金を設定いたしますことは、ただいまの上よりは考えておりません。

○天野委員長代理　この項について、
ほかに御質疑はありませんか――別に
ないようでありますから、第三章郵便

○小笠原政府委員 第三章は郵便に關する料金の納付及び還付に關する規定を網羅したのでございますが、第三十二條は料金納付の方法及び時期について規定いたしましたのでございます。すなわち第一項は原則でありまして、法律に別段の規定のある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならぬといふのはむしろ當然のことでございますが、はがきについては、その料額

料金の納付があつたものとする。第三項は御承知のように、現在料金後納とか、あるいは料金別納とか、通貨で料金を納付するというような取扱いをしておりますので、それに關する規定を設けたのでございまして、その具體的な運用につきましては、この法律の規定に基いて、省令で規定することにしたいと考えておるのでございます。

第三十三條は切手額の發行及び賣さばきにつきまして、郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす證券は、遞

別に法律の定める竊さばき人におい
て、これを竊りさばく。」つまり郵便局
で竊りさばくことはもとよりでありま
すが、今日そのほかに御存じのよう
に印紙切手の竊さばき人というのがござ
います。この竊さばき人の關係につき
ましては、現在は法律はないのでござ
います。この郵便法案の第五條の事
業の獨占というところの第一項の但書
に「但し、遞信大臣が、法律の定めを

ところに従い、契約により逓信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。」かように規定いたしました。

便の業務の一部であるところの切手や葉書の賣さばきの仕事を行うのにつきましては、法律に規定する必要があると思いますので、追つてその法律を御制定願うことにいたしまして、この法案において「法律の定める賣さばき人において、これを賣りさばく。」と云ふことに規定したのでございます。これに關連してこの法案の第九十一条には経過規定として「この法律施行の臨現に

いる者は、これを第三十三條に規定する法律の定める寛さばき人とみなす。現在認可を受けて寛さばきをしております者は、郵便法案の第三十三條に規定する法律の定める寛さばき人とみなすことにいたしました。その間に支障のないようにいたしましたのでございます。

第三十四條は切手類の記號、すなわち郵便切手に特別な記號を施して使用する事ができるのであります。それに關する規定を設けたのでございま

第三十五條は、どういふ場合に切手が無効になるかという規定でございます。汚染切手、もしくは毀損された郵便切手、または料額印面の汚染し、若しくは毀損された郵便はがきは、これを無効とするというのであります。

三十六條は料金納付の義務の消滅に關する規定でございます。納付すべき日から六箇月以内、に納付の告知を受けたにもかかわらず、消滅するのであります。

三十七條は、現行法の二十七條と同様でありまして、料金の不納金額の徴収について、國稅滯納の處分の例によ

三十八條は、現行法では二十四條に「郵便ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外之ヲ還付セス」と簡單に規定しており、また「その内容をさらに具體的に「郵便に關する既納の料金は、左のものに限りこれを納付した者の請求に因りこれを還付する。第一は過納の料金、すなわちよけいに納めた料金は返す、それから「特殊取扱その他この法律に定め

署がその取扱をしなかつた場合、又はその取扱をしないうと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱の料金」すなわち速達郵便物が料金を納付して差出したにもかかわらず、普通郵便物よりも遅く届いて、結局その速達としての取扱をしないうと同様の結果になつたというような場合に、速達料金を返すというようなことを「速信」を包含してゐるわけでございます。第三號は「逓信大臣が損害賠償をしなかつた場合に因る場合を除いて、逓信官

の料金」すなわち重宝 仮留扱にした
しました郵便物がなくなつたような場
合、郵便物の料金は返す。それが第
四號は「郵便差出箱の私設又は郵便私
書箱の使用を廢止した場合における廢
止した月の翌月以後の料金」これは請
求をまつて返す、これは當然のこと
でございます。

三十九條は、料金の還付の請求、これ
は料金還付の請求をなし得る期間を配

○天野委員長代理 政府の説明は終り
定いたしました。垂伯事業の處理を
潔にいたしました趣旨でございます。

行及び賣りさばきに關する修飾であり、
ますが、切手類を賣りさばくのに、郵
便局の場合には、これは問題はありませんが、別に法律の定める賣さばき
せんが、人」といふのは、これは資格あるいは
地域」といふようなことにつきまして、
何か規定がありますか、またなければ
どういふような方法によつてそれを認
可されておるか、お教へ願いたいと思
ひます。

及收入印紙賣捌規則という省令が出ておりまして、この省令によつて切手並びに印紙の賣さばきを許可をいたして、いわゆる賣さばき人として取扱ひをさせておるのでございます。それで特に現在も特別な資格というものはないでございせん。多くは大體郵便ポストのある近所に、なるべく賣さばき所を設けるようにいたしておるのでございします。この賣さばき人を選定する方法その他については、新しく法律案をつくり

した」と答えて、その大體を述べた。

○多田委員　料金の還付についてお伺いいたしたいのは、特殊取扱の郵便物が、特殊取扱の目的を達しなかつた場合に、その料金を還付するといふ規定がございいます。たとえば速達と郵便を扱うのは、その郵便物を普通郵便物より早く送達しなければならぬといふ理由によつて速達扱いするのであります。その速達郵便が普通の郵便物より

害、あるいは不利益をこうむることは明かですが、これについてこの

法律では單にその料金を還付するといふ一方の規定になつております。少くも不可抗力による以外のこのようない場合には、國として相當程度の損害を補償する意味において、その當該料金のみにてなしに、相當程度の損害に對する負擔をすべきであらうと思ひます。この點についてお伺ひいたします。なお不可抗力によるという例外を設けておりますが、この不可抗力によるという場合はどの程度の場合を指しますか。この點についてもお伺ひいたします。

○小笠原政府委員 だいたいの御質問の不可抗力による場合と言いますのは、要するに通信官署の故意もしくは過失に基かないという意味でございます。たとえば天災地變のために郵便物の輸送ができない場合、あるいは鐵道が故障して遅れるという場合も想像し得ると思ひます。また御質問の、そういうような郵便物が遅れた場合には、單にその運送料金をばかりでなしに、遅れたことによつて生じた損害を賠償してはどうかということですが、郵便事業に關しましては、何分にも非常に大膽なものを扱いますので、できるだけ料金を安くする、すなわち言へば事業の經營費をできるだけ安くするというのが一つの大事な要請になつておりますので、損害賠償につきましては、後ほど御審議をお願い申し上げます。一般の民法の損害賠償の賠償責任よりは非常に限定したものにいたしておるのでございます。このあたりは、その郵便が遅れたことによつて生じたあるいは取引上の損失という莫大な損害が起きないとも限らないわけでは、これは一切賠償の責に任じないというのがこの法案の趣旨でございます。また同時に現行法においてもそういうような考え方になつております。○森(直)委員 今多田君が質問いたしました、實際郵便物が遅れたため、思わざる損害を受けることがあるのであります。今度の集團缺勤の結果、商取引に關して非常な損害を受けておるのであります。従つてそういうふうなときには、適當な證明書を出してもらうとか、何かそういうふうなことも一應お考えになつていただくことが至當ではないかと思ひます。非常な思わざる大きな迷惑を受けることがありますので、その點は時に御配慮をお願いいたしておきたいと思ひます。

○小笠原政府委員 證明というお話でございますけれども、一般の郵便物につきましては、大體もとより標準の送達に要する日数というふうなものはあることはございますが、しかし個々の郵便物について、これはどういふ原因のために遅れただけ遅れたかということ、正確に證明するということも相當困難ではないか。

○森(直)委員 證明ということに限りませんけれども、何かそういうことを考へていただきたいと思ふのであります。○小笠原政府委員 なお十分研究することになつたと思ひます。

○多田委員 だいたいの答辭、この法案をつつた趣旨からして當然の答辭であらうと承するものであります。が、國が獨占的に進行事業についてのみ、相當個人の權利を制限するところの一方的な行き方をとるというところは、非常に遺憾でありますので、少くとも國が國の責任において、國の信用にお

て行ふ事業である以上、國民個人の權利も十二分に尊重する建前に、この法案の考へ方を進めたいと云うように、特にお願ひいたしておきます。

○小笠原政府委員 だいたいの賠償の問題につきましては、先ほどお答え申し上げたような理由で立案したのであります。全體を通じて、もちろんんだいたいお話のございましたように、十分國民並びに御利用になります方々の利益に即ちうに慎重に考究いたした次第でございます。

○重井委員 先ほど郵便物の置き置き所はポストの近所というお話があつたのであります。ポストを設置するのには別に規定はないわけでありまして、郵便局で必要だと思つた所へ設置するということになつておるのであると思ひます。それから先ほど多田委員から質問がありましたことでもありますが、これは賠償というだけではなくして、大體概算で五日くらいで著くというところが十五日かかつておるといふ場合には、いろ／＼商取引の場合のみでなくして感情の問題なども起きてきます。こちらから何日に手紙を出しておるのに、まだ返事が来ないというやうな悲劇が相當あると伺つておりますので、それに對しまして、損害というところから切り離して、五日で行くところが十五日かかつて二十日かかつて場合には、大體發信局の消印があるわけでありまして、向うに十五日かかつて着いておつたという場合には、そこでもつて十五日かかつておるといふ配達局の證明をもらつて、考へられれば、たいへん結構だと思ふのであります。

○小笠原政府委員 だいたいのお話の點につきましては十分研究いたしたいと思つております。

○官廳委員 多田委員の御質問に關連してお尋ねいたします。損害賠償の點でありますけれども、運送の結果がなかつたので運送料を還付する。それはもちろんですが、それでは足りないからもう少し何とかならうと云うといふのが、國民大衆の氣持であります。しかしながら料金の二倍や三倍、五倍を返されましては、起りました損害は償ひ得るものではないのであります。要は不可抗力によらざる場合において、かかる事故の發生しないように、未然に防止する通信行政を希望しているのではありません。そういう意味におきまして、國家公務員法とも思ひ合はせて、かかる事故に對する關係雇の従業員の人たちの心構への要請、もし不幸にしてさやうな事態が起りました場合には、國民大衆に對しては、いわゆる國民全體の奉仕者である趣旨をはつきりいたしますように、何らかの措置が講ぜられることと存じますが、それを具體的に話を願ひたいと存じます。重ねて申し上げますが、遅れたならば、單に料金を返せばいいんだという頭で仕事をやつておつたのでは、かやうな問題はいつまでも根絶しないわけでありまして、郵便の役目の重要さ、と、局員みずから國民全體の奉仕者であるという氣持を積極的に現わしまして、損害事故などの起らないやうに大いに努力する。萬一努力しても起つた場合は諒とすべきでありますけれども、怠慢その他の事由によりまして起りました場合は、それに對して何らかの措置をなすべきであらうと思ひますが、それに對しては具體的のお考

○小笠原政府委員 だいたいの御趣旨はまことにこもつともございまして、私どももかような不可抗力によらずして利用者の方々に御迷惑をかけた場合に、料金だけ返せばそれでいいという氣持はもとより毛頭もたないものであります。元來終戦後、通信事業に於ては郵便事業が十分國民の方々の御期待に即ちう程度にまだいつておりませんことにつきましては、逓信大臣を初めといたしまして、われ／＼従業員一同、一日も遅やかに國民の信頼をとりもどすやうにいたしたいと考へまして努力いたしている次第でございます。悪性の事故はもちろん、郵便物の速度の向上等につきましても、また取扱上の事故の絶滅につきましても、取扱の手續等の方から改善を加えますと同時に、事業監察の方面からもその徹底を期することにいたしまして、従事員の指導奮勵と並行いたしまして、できるだけ努力をいたしてまいりたいと考へてゐる次第でございます。

○天野委員長代理 第三種郵便に關する料金の納付及び還付についての御質疑は、他にございませんでしようか。なければこの際お諮りいたしますが、午後三時參議院の方に通信委員會がありまして、政府委員の方の御都合が悪いので、本日はこの程度で散會をいたしたいと思ひます。いかがでしようか。

○天野委員長代理 それでは次會は明十四日金曜日の午後一時から開會いたします。御出席くださるようお願いいたします。それでは本日はこれで散會いたします。

午後零時十一分散會